

(別紙様式4)

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和7年度 単価契約くすの木パーキング浸水被害者対応業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局三重河川国道事務所長 大吉 雄人 津市広明町297番地	令和8年1月26日	楠井法律事務所 三重県津市栄町2-466		本業務はくすの木パーキングにおいて発生した駐車車両浸水事案の被害者に対して、金銭的支出を行う三重河川国道事務所の代理人が国の支出方針等及び法的見地に基づき、被害車両を所有する被害者それぞれについて、被害状況等の聞き取り、被害額を証明する資料の徴収、それらに基づく適正な支出金額の算定、被害者との交渉、示談書締結等の必要な対応を実施するものである。浸水被害を被った被害者それぞれについての対応は短期間に集中する可能性が非常に高いため、専門的知識を有し、法的見地に基づく適切な対応が可能な弁護士を行政庁の代理人とし、その対応に当たる事が必須であり、履行期間内で多数の被害者に対応するためには多数の弁護士が必要となる。楠井法律事務所は、三重県内に法律事務所を構える弁護士が加入する団体「三重弁護士会」において、唯一10名以上の弁護士を抱える法律事務所である。同事務所の代表である楠井嘉行弁護士は、複数の行政訴訟において自ら行政側の代理人を務め、行政側の立場や事情をよく理解し、その行政訴訟における行政側代理人としての経験も非常に豊富である。以上より、「三重弁護士会」において本業務を遂行するために必要な要件を備えた唯一の契約対象機関である楠井法律事務所と随意契約するものである。適用法令:会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号	55,000.00	55,000.00	100.00%		単価契約 予定調達総額 15,136,000円

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。  
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。